

令和6年度

事業報告書

決算報告書

目 次

事業報告書

1	法人の概要	1
2	活動概要	2
3	事業の活動状況	2
4	法人運営の状況	3
5	事業報告の附属明細書	4

決算報告書

1	貸借対照表	5
2	正味財産増減計算書	6
3	財務諸表に対する注記	7
4	附属明細書	8

事業報告書

令和6年度一般社団法人バス協調・共創プラットフォームひろしま事業報告書
(令和7年1月31日から令和7年3月31日まで)

1. 法人の概要

- (1) 一般社団法人の名称
一般社団法人バス協調・共創プラットフォームひろしま

- (2) 事務所の所在地
広島県広島市

- (3) 一般社団法人設立年月日
令和7年1月31日

- (4) 社員の構成

名称
広島市
広島電鉄株式会社
広島バス株式会社
広島交通株式会社
芸陽バス株式会社
備北交通株式会社
JRバス中国株式会社
エイチ・ディー西広島株式会社
株式会社フォーブル

- (5) 役員の構成

職名	氏名
理事長 (代表理事)	戸田 祐二 (広島市道路交通局長)
理事	横田 好明 (広島電鉄株式会社 専務取締役)
同	山田 幸俊 (広島バス株式会社 取締役営業本部長)
同	磯川 浩治 (広島交通株式会社 取締役執行役員営業部長)
同	田島 智昭 (芸陽バス株式会社 常務取締役総務部長)
同	實兼 利光 (備北交通株式会社 常務取締役)
同	山口 博文 (JRバス中国株式会社 常務取締役)
同	砂古 智之 (エイチ・ディー西広島株式会社 常務取締役)
同	スコット・ダグラス・マッキーマン (株式会社フォーブル 取締役)
監事	田口 依久夫 (一般財団法人広島市都市整備公社 監事)
同	家尾谷 成宏 (株式会社広島銀行 公務営業室長)

- (6) 事務局体制

事務局職員は、いずれも広島市道路交通局公共交通政策部との併任職員。

2. 活動概要

一般社団法人バス協調・共創プラットフォームひろしま（以下、「本法人」という。）は、「共創」を軸とした“広島ならではのバス事業”への再構築を目指す「乗合バス事業の共同運営システム（広島モデル）」の中核を担う組織として、利用者目線での質の高いバスサービスと経営の安定化の実現に取り組むことを目的として、令和7年1月31日に設立した。

第1期となる令和6年度においては、業務執行理事の選定、法人の運営に必要となる事務所の整備及び諸規程の制定を行い、本法人の運営体制の基盤を整えた。また、令和6年度、令和7年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書を作成し、次年度以降の展開も含めた調整を進めた。

3. 事業の活動状況

(1) 事務所の整備

①旧広島商工会議所ビルディングの物件賃貸借契約を広島市と締結した。

賃借人：本法人

賃貸人：広島市

賃貸借の目的物

建物の所在地：広島市中区基町5番地2

面積：206.003 m²（4階及び5階の一部）

賃貸借期間：令和7年3月12日から令和9年3月31日まで

賃貸借料（1か月）：258,186 円（～令和7年3月31日）日割り計算

266,954 円（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

②備品等調達に係る各種契約（什器、各種備品等）を締結した。

調達時期：令和7年3月

調達総額：1,135 万円

(2) 規程整備

本法人の運営に必要となる各種規程を制定した。

- ・事務局規程
- ・文書管理規程
- ・公印規程
- ・監事報酬等規程
- ・会費等に関する規則
- ・分掌規程
- ・職務規程
- ・職名規程
- ・職員就業規程
- ・財務規程
- ・財務取扱要領

(3) 会議の開催

第2回理事会・社員総会にて、令和7年度事業計画及び収支予算書を策定した。策定にあたっては、法人の実質的稼働を開始する期間として利用者目線での質の高いバスサービスの提供とバス事業者の経営安定化を図るため、広島市及びバス事業者との連携の下、各種共同の取組を着実に進めていくことを目的とし検討を行った。

(4) 主な共同の取組

①路線の最適化

データ分析等に基づく路線再編案の具体化に向けた検討を行った。

②利便性向上・利用促進策の強化

乗継環境等の改善策及び利用促進に向けた広報施策の検討を行った。

③リソースの共有化

EVバス及び充電設備の導入に向けて、性能評価を実施した。

④運転手の安定的確保

運転手の採用強化に係る説明会等の開催に向けて、関連機関と調整を行った。

4. 法人運営の状況

会議の開催状況

会議	開催日	概要
第1回理事会	令和7年2月28日	令和6年度事業計画及び収支予算策定の件 ほか8件
第1回社員総会	令和7年2月28日	監事の報酬総額承認の件 ほか4件
第2回理事会	令和7年3月26日	令和7年度事業計画及び収支予算策定の件 ほか5件
第2回社員総会	令和7年3月26日	令和7年度の会費金額内訳に係る件 ほか 1件

決議の省略の方法による書面決議の実施状況

会議	決議があったものとみなされた日	概要
理事会	令和7年3月31日	社員総会招集の決定及び社員総会 に提出すべき議案の件 理事の選任及び監事の選任
社員総会	令和7年3月31日	理事の選任及び監事の選任

事業報告書の附属明細書

令和6年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書に記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しない。

決算報告書

令和6年度一般社団法人バス協調・共創プラットフォームひろしま決算報告書
(令和7年1月31日から令和7年3月31日まで)

(1) 貸借対照表

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	14,988,065		
流動資産合計	14,988,065		
2. 固定資産			
その他固定資産			
什器備品	5,167,877		
什器備品減価償却累計額	▲ 96,108		
建物付属設備	211,000		
建物付属設備減価償却累計額	▲ 5,872		
その他固定資産合計	5,276,897		
固定資産合計	5,276,897		
資産合計	20,264,962		
II 負債の部			
流動負債			
未払金	11,454,114		
流動負債合計	11,454,114		
負債合計	11,454,114		
III 正味財産の部			
一般正味財産	8,810,848		
正味財産合計	8,810,848		
負債及び正味財産合計	20,264,962		

※ 設立初年度のため、前年度欄及び増減欄の記載は省略しております。

(2) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

令和7年1月31日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
(1) 經常収益			
受取会費	15,200,000		
広島市受取会費	7,600,000		
バス事業者受取会費	7,600,000		
經常収益計	15,200,000		
(2) 經常費用			
管理費	6,389,152		
報償費	132,000		
委託費	5,884,450		
通信運搬費	85,870		
賃借料	42,258		
支払手数料	935		
負担金	13,949		
公課費	127,710		
減価償却費	101,980		
經常費用計	6,389,152		
当期經常増減額	8,810,848		
当期一般正味財産増減額	8,810,848		
一般正味財産期首残高	0		
一般正味財産期末残高	8,810,848		
II 正味財産期末残高	8,810,848		

※ 設立初年度のため、前年度欄及び増減欄の記載は省略しております。

(3) 財務諸表に対する注記

財務諸表に対する注記

当法人は、公益法人会計基準（平成20年4月11日 令和2年5月15日改正
内閣府公益認定等委員会）を採用している。

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
定額法によっている。
- (2) 消費税等の会計処理
税込方式によっている。

(4) 附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細
該当ありません。
2. 引当金の明細
該当ありません。

監査報告書

令和7年5月21日

一般社団法人バス協調・共創プラットフォームひろしま
理事長 石飛 和博 様

監事 秋信 隆雄



監事 家尾谷 成宏



私たち監事は、令和7年1月31日から令和7年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。